

◎給与の所得額算出表

給与等の収入金額(税込)A	給与所得の金額
550,999 円	0 円
551,000 ~ 1,618,999 円	A-550,000 円
1,619,000 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ~ 1,799,999 円	A÷4 = B×2.4+100,000円
1,800,000 ~ 3,599,999 円	(千円未満端数切捨) B
3,600,000 ~ 6,599,999 円	B×2.8-80,000円
6,600,000 ~ 8,499,999 円	B×3.2-440,000円
8,500,000 円以上	A×0.9-1,100,000 円(円未満切捨)
	A-1,950,000 円

◎公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

年齢	公的年金等の収入金額(税込)A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000~2,000万円	2,000万円超
6歳未満	~ 1,299,999 円	A-600,000	A-500,000	A-400,000
	1,300,000 ~ 4,099,999 円	A×0.75-275,000	A×0.75-175,000	A×0.75-75,000
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	A×0.85-685,000	A×0.85-585,000	A×0.85-485,000
	7,700,000 ~ 9,999,999 円	A×0.95-1,455,000	A×0.95-1,355,000	A×0.95-1,255,000
6歳以上	10,000,000 ~	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000
	~ 3,299,999 円	A-1,100,000	A-1,000,000	A-900,000
	3,300,000 ~ 4,099,999 円	A×0.75-275,000	A×0.75-175,000	A×0.75-75,000
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	A×0.85-685,000	A×0.85-585,000	A×0.85-485,000
7歳以上	7,700,000 ~ 9,999,999 円	A×0.95-1,455,000	A×0.95-1,355,000	A×0.95-1,255,000
	10,000,000 ~	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000

◎総合課税の譲渡所得にかかる所得額算出について

	短期譲渡所得 保有期間が5年以内の資産の譲渡	長期譲渡所得 保有期間が5年を超える資産の譲渡
収入金額(譲渡価格)A	_____ 円	_____ 円
取得費等 B ※その資産の譲渡に際して直接要した費用の額など	_____ 円	_____ 円
差引金額 C (A-B)	_____ 円	_____ 円
特別控除 D ※Cの金額と50万円のいずれか少ない方の額	_____ 円	_____ 円
譲渡所得の金額 E (C-D)	_____ 円	_____ 円
長期譲渡の場合はEの金額の1/2が⑩「総合譲渡・一時」に記載する額となります。短期譲渡の場合はこの計算はありませんので、Eの金額をそのまま⑩「総合譲渡・一時」に記載してください。短期と長期の両方がある場合、併せて一時所得がある場合は 市民税課 までお問合わせください。	⇒	E×0.5(長期譲渡所得のみ) _____ 円

◎一時所得にかかる所得額算出について

一時所得の収入金額A	円	※一時所得における注意事項 一時所得の大半が生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金となっております。一時金や満期返戻金が複数ある場合は、合算した金額での算出となりますのでご注意ください。
収入を得るために支出した金額 B	_____ 円	
差引金額 (A-B) C	_____ 円	
特別控除額 D ※Cの金額と50万円のいずれか少ない方の額	_____ 円	
一時所得の金額 (C-D) E	_____ 円	
Eの金額の1/2が⑩「総合譲渡・一時」に記載する額となります。総合譲渡もある場合は合わせた額を記載してください。	E×0.5 _____ 円	

◎所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除額									
⑯ 雑損	A 実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10% B 実質損害額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 上記A・Bのいずれか多い金額									
⑰ 医療費	A (支払った医療費の額 - 保険等により補填された額) - [(総所得金額等 × 5%)又は10万円のいずれか少ない額] (限度額200万円) B 疾病の予防への取組などで対象医薬品を12,000円以上購入した場合 対象医薬品の購入金額 - 保険等により補填された額 - 12,000円 (限度額88,000円) 上記A・Bのいずれかを選択。B(セルフメディケーション税制)を選択した場合は、区分に「1」と記入。									
⑱ 寡婦	寡婦控除: 260,000円(「ひとり親控除」に該当しない寡婦)									
⑲ ひとり親	ひとり親控除: 300,000円									
⑲ 勤労学生	260,000円									
⑳ 障害者	特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円 控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。 ※老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の方									
㉑ 配偶者	控除を受ける本人の合計所得金額	控除額								
	900万円以下	一般の控除対象配偶者 330,000 円	老人控除対象配偶者 380,000 円							
	900万円~950万円以下	220,000 円	260,000 円							
	950万円~1,000万円以下	110,000 円	130,000 円							
	1,000万円超	なし	なし							
㉒ 配偶者特別	配偶者の合計所得金額									
		48~100万円	100~105万円	105~110万円	110~115万円	115~120万円	120~125万円	125~130万円	130~133万円	
	合計本人の金額	900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
		900~950万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	950~1000万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
㉓ 扶養	一般の扶養親族 330,000円 特定扶養親族 (平成13年1月2日~平成17年1月1日生まれの方) 450,000円 老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前生まれ) 同居 450,000円 別居 380,000円									
㉔ 基礎	合計所得金額									
	控除額	~2,400万円 43万円	2,400~2,450万円 29万円	2,450~2,500万円 15万円	2,500万超 適用無し					

公的年金等を受給されている方へ (公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について)

■公的年金等の収入金額が400万円以下(※1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除等により所得税の還付を受けるときや、確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。

■「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除等)以外の各種控除を追加することにより市・県民税が減額される方は、市・県民税の申告が必要です。

※1 複数の公的年金等を受給されている場合(国民年金や厚生年金等)は、その収入の合計額で判断します。

お問合せ先 筑西市 財務部 市民税課 電話:0296-24-2111(代表)